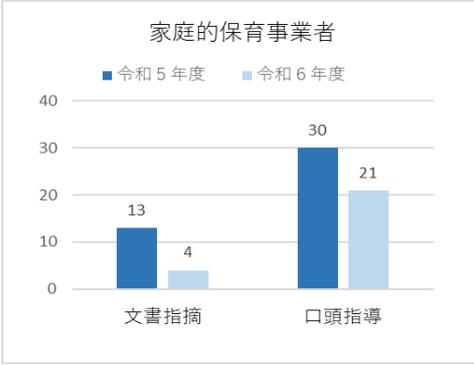
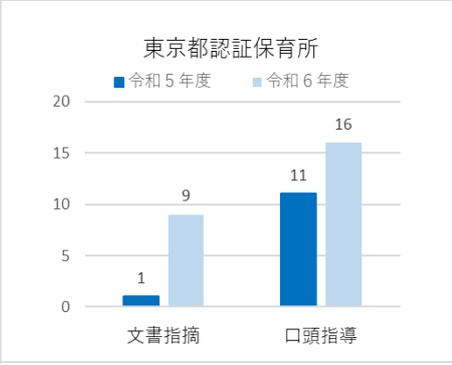
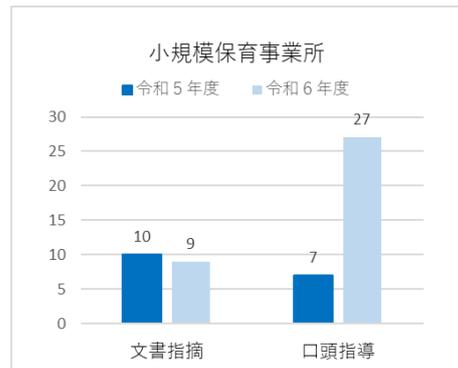


令和6年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和6年12月19日

【 審議・調査事項 報告事項 **情報連絡事項** 】

件名	家庭的保育事業者、東京都認証保育所及び小規模保育事業所に対する指導検査の実施結果について																																						
所管部課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課 子ども家庭部 幼稚園・地域保育課																																						
内容	<p>1 検査の概要</p> <table border="1" data-bbox="467 667 1449 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>家庭的保育事業者</th> <th>東京都認証保育所</th> <th>小規模保育事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td> <td>5月22日～ 7月9日</td> <td>6月5日～ 7月19日</td> <td>7月10日～ 7月30日</td> </tr> <tr> <td>実施対象数 (全対象数)</td> <td>44事業者 (93事業者)</td> <td>16施設 (33施設)</td> <td>14施設 (26施設)</td> </tr> <tr> <td>文書指摘件数 (10月末改善件数)</td> <td>4件 (4件)</td> <td>9件 (3件)</td> <td>9件 (6件)</td> </tr> <tr> <td>口頭指導件数 (10月末改善件数)</td> <td>21件 (15件)</td> <td>16件 (7件)</td> <td>27件 (17件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 文書指摘は根拠法等に違反する事項に適用 ※ 口頭指導は根拠法以外の法令等に違反する事項に適用 ※ 文書指摘は指導検査結果通知到達後30日以内に改善報告書で確認し、口頭指導は巡回訪問等により、通知到達後概ね30日以内に確認を行う。</p> <p>2 文書指摘・口頭指導件数の前年度比較</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="454 1496 928 1861"> <p>家庭的保育事業者</p>  <table border="1"> <caption>家庭的保育事業者の前年度比較</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書指摘</td> <td>13</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>口頭指導</td> <td>30</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="933 1496 1385 1861"> <p>東京都認証保育所</p>  <table border="1"> <caption>東京都認証保育所の前年度比較</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書指摘</td> <td>1</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>口頭指導</td> <td>11</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>		家庭的保育事業者	東京都認証保育所	小規模保育事業所	実施期間	5月22日～ 7月9日	6月5日～ 7月19日	7月10日～ 7月30日	実施対象数 (全対象数)	44事業者 (93事業者)	16施設 (33施設)	14施設 (26施設)	文書指摘件数 (10月末改善件数)	4件 (4件)	9件 (3件)	9件 (6件)	口頭指導件数 (10月末改善件数)	21件 (15件)	16件 (7件)	27件 (17件)	項目	令和5年度	令和6年度	文書指摘	13	4	口頭指導	30	21	項目	令和5年度	令和6年度	文書指摘	1	9	口頭指導	11	16
		家庭的保育事業者	東京都認証保育所	小規模保育事業所																																			
	実施期間	5月22日～ 7月9日	6月5日～ 7月19日	7月10日～ 7月30日																																			
	実施対象数 (全対象数)	44事業者 (93事業者)	16施設 (33施設)	14施設 (26施設)																																			
文書指摘件数 (10月末改善件数)	4件 (4件)	9件 (3件)	9件 (6件)																																				
口頭指導件数 (10月末改善件数)	21件 (15件)	16件 (7件)	27件 (17件)																																				
項目	令和5年度	令和6年度																																					
文書指摘	13	4																																					
口頭指導	30	21																																					
項目	令和5年度	令和6年度																																					
文書指摘	1	9																																					
口頭指導	11	16																																					



3 検査結果の分析

(1) 家庭的保育事業者については、昨年度より文書指摘、口頭指導ともに9件減少した。

[要因] 全体会や個別確認等を通じて周知徹底を図り、事業者の対応が進んだため

(2) 東京都認証保育所については、昨年度より文書指摘が8件、口頭指導が5件増加した。

[要因] 検査対象施設で運営本部の交代が2件、園長の交代が6件と相次ぎ、検査前に実施した検査制度に対する説明が十分に引き継がれていなかった。

(3) 小規模保育事業所については、口頭指導が20件増加した。

[要因] 法令改正による水害訓練結果の報告義務等の理解がされておらず、件数が増加した。

4 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応 （詳細は別添2参照）

5 今後の方針

(1) 施設ごとの検査結果資料を作成し、令和6年度末に開催される全体説明会において説明し、改善方法について周知徹底を図る。

(2) 巡回訪問等、現地訪問の機会に改善状況を確認するとともに、指導・支援の強化を図る。

(3) 文書指摘事項及び改善状況は、区ホームページ上で公表する。